

岩手県選挙管理委員会告示第13号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の指定（平成7年岩手県選挙管理委員会告示第71号）の一部を次のように改正する。

平成22年2月16日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

改正前		改正後	
市町村名	指定した施設の名称	市町村名	指定した施設の名称
[略]		[略]	
宮古市	[略] 宮古市西ヶ丘地区センター	宮古市	[略] 宮古市西ヶ丘地区センター <u>宮古市川井生涯学習センター</u> <u>川井地域振興センター</u> <u>箱石地域振興センター</u> <u>小国地域振興センター</u> <u>門馬地域振興センター</u>
[略]		[略]	
普代村	[略]	普代村	[略]
川井村	<u>川井村山村開発センター</u> <u>川井村高齢者コミュニティセンター</u> <u>川井村老人福祉センター</u> <u>小国地区集落センター</u> <u>門馬地区生活改善センター</u>		
軽米町	[略]	軽米町	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。